

## 施行令に委任する項目

内容	施行令案条項	根拠法令等
<b>国際会議場施設の基準</b>	第1条	法第2条第1項第1号
<b>展示施設、見本市施設その他の催しを開催するための施設の基準</b>	第2条	法第2条第1項第2号
<b>我が国の観光の魅力の増進に資する施設の種類</b>	第3条	法第2条第1項第3号
<b>国内における観光旅行の促進に資する施設の基準</b>	第4条	法第2条第1項第4号
<b>宿泊施設の基準</b>	第5条	法第2条第1項第5号
<b>専らカジノ行為の用に供される部分の面積</b>	第6条	法第41条第1号第7項
免許等の欠格事由に係る罪	第7条第1項	法第41条第2項第1号へ
	第7条第2項	法第41条第2項第2号イ(6)
認可主要株主等に係る認可の欠格事由に係る罪	第8条第1項	法第60条第2項第1号ロ
	第8条第2項	法第60条第2項第2号ロ
入場者から除かれる者	第9条	法第68条第1項第1号
入場規制の例外となる場合	第10条	法第69条
供託が必要となる基準日特定資金受入残高の最低額	第11条	法第84条第2項
特定資金受入保証金及び特定資金受入要供託額に関する技術的読替え	第12条	法第84条第3項
債権を譲り受けた者への規制に関する技術的読替え	第13条	法第90条
契約を締結してはならない相手方の要件に係る罪	第14条	法第94条第2号ハ
外国人旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設	第15条	法第106条第2項第1号
<b>現金取引報告の届出の対象となる取引</b>	第16条第1項	法第109条第1項
	第16条第2項	法第109条第1項
カジノ事業の従事者	第17条	法第116条第2項第2号
カジノ施設供用事業の免許等に関する技術的読替え	第18条	法第130条
認可主要株主等に係る許可の欠格事由に係る罪	第19条	法第131条において準用する 法第60条第2項第1号ロ及び第2号ロ
認可主要株主等に関する技術的読替え	第20条	法第131条
カジノ施設供用事業者が行う業務に係る契約に関する技術的読替え	第21条	法第133条第4項
特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪	第22条	法第134条第2項において準用する 法第116条第2項第2号
特定の業務に従事する者の確認等に関する技術的読替え	第23条	法第134条第2項
カジノ施設供用業務に従事する者に係る措置に関する技術的読替え	第24条	法第135条第3項
法136条第2項の政令で定める取引又は行為	第25条	法第136条第2項
許可の欠格事由に係る罪	第26条	法第138条第2項において準用する 法第60条第2項第1号ロ及び第2号ロ
許可等の欠格事由に係る罪	第27条第1項	法第145条第2項第1号ハ
	第27条第2項	法第145条第2項第2号イ(2)
カジノ関連機器等製造業等の許可等に関する技術的読替え	第28条	法第149条
承認の欠格事由に係る罪	第29条	法第149条において読み替えて準用する 法第145条第2項第1号ハ及び第2号イ(2)
カジノ関連機器等外国製造業の認定等に関する技術的読替え	第30条	法第150条第2項
認定等の欠格事由に係る罪	第31条	法第150条第2項において準用する 法第145条第2項第1号ハ及び第2号イ(2)
特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪	第32条	法第158条第3項において準用する 法第116条第2項第2号

特定の業務に従事する者の確認等に関する技術的読替え	第33条	法第158条第3項
認可主要株主等に係る認可の欠格事由に係る罪	第34条	法第164条において準用する 法第60条第2項第1号ロ及び第2号ロ
認可主要株主等に関する技術的読替え	第35条	法第164条
特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪	第36条	法第165条第2項において準用する 法第116条第2項第2号
特定の業務に従事する者の確認等に関する技術的読替え	第37条	法第165条第2項
入場制限の例外となる場合	第38条	法第173条
カジノ行為の制限の例外となる場合	第39条	法第174条第2項
入場料納入金等の納付	第40条	法第179条第1項、第192条第1項及び 第193条第1項
法第179条第1項等の政令で定める日	第41条	法第179条第1項、第192条第1項及び 第193条第1項
入場料納入金等の保管	第42条第1項	法第185条第1項
	第42条第2項	
国庫納付金及び認定都道府県等納付金の申告及び徴収に関する 準用	第46条	法第195条において準用する法第183条第1項 及び第185条第1項